

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年3月23日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 片 山 圭 之

財政援助団体等監査結果報告書

～平成28年度財政援助団体等監査～

平成29年3月

丸亀市監査委員

監査対象団体 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 27 年度に支出した社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会への補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 28 年 8 月 18 日から 9 月 7 日
- 4 監査執行日 平成 28 年 9 月 8 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市社会福祉協議会法人運営部門人件費補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	丸亀市社会福祉協議会運営に係る人件費助成	
交 付 額	平成 27 年度	41,487,000 円
	平成 28 年度	39,743,000 円
所 管 課	福祉課	
名 称	丸亀市社会福祉協議会事業部門人件費補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	丸亀市社会福祉協議会地域づくり推進事業に係る人件費助成	
交 付 額	平成 27 年度	28,097,000 円
	平成 28 年度	27,357,000 円
所 管 課	福祉課	
名 称	丸亀市社会福祉協議会后見センター補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	成年後見制度を推進するための助成	
交 付 額	平成 27 年度	4,300,000 円
	平成 28 年度	4,085,000 円
所 管 課	福祉課 (平成 27 年度) 高齢者支援課 (平成 28 年度)	
名 称	丸亀市介護サービス事業所航路費等補助金	
交 付 根 拠	丸亀市介護サービス事業所航路費等補助金交付規則	
補 助 目 的	介護サービス提供に係る航路費等助成	
交 付 額	平成 27 年度	1,396,500 円
	平成 28 年度	1,440,000 円
所 管 課	高齢者支援課	

名 称	丸亀市保健福祉センター外指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 27 年度	85,284,000 円
	平成 28 年度	85,320,000 円
所 管 課	健康課	

※平成 27 年度は決算額、平成 28 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

丸亀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 老人居宅介護等事業の経営
- ⑧ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑨ 移動支援事業の経営
- ⑩ 老人デイサービス事業の経営
- ⑪ 保育所（しおや保育所）の経営
- ⑫ 一時預かり事業の経営
- ⑬ 福祉サービス利用援助事業
- ⑭ 福祉に関する相談事業
- ⑮ 生活福祉資金貸付事業
- ⑯ 小口資金貸付事業
- ⑰ ボランティア活動事業
- ⑱ 生活困窮者に対する相談支援事業
- ⑲ 子育て援助活動支援事業
- ⑳ その他この法人の目的達成のための必要な事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市大手町二丁目 1 番 7 号 ひまわりセンター内
従たる事務所

丸亀市綾歌町栗熊西 782 番地及び丸亀市飯山町下法軍寺 581 番地 1

(4) 会議

評議員会及び理事会

(5) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名、理事 7 名（会長、副会長及び常務理事は、理事の中から選任されている）、監事 2 名、評議員 23 名

7 監査方法

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会への平成 27 年度補助金及び丸亀市社会福祉協議会指定管理委託料他にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【補助金に関する事項】

- 法人運営事業拠点区分等の資金収支計算書の支出で、予算を上回る決算処理がなされている。経理規程第 17 条では「総括会計責任者の承認を得て、拠点区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。」とあるが、流用票が作成されておらず、担当者の判断で行っている。流用する場合は総括会計責任者の承認を得るとともに、逐次予算管理を行うこと。

【指定管理委託料に関する事項】

- 指定管理委託業務における第三者委託の契約で入札等を行っているが、設計書が作成されておらず、設計金額の根拠がない。経理規程第 68 条により設計書を作成し、予定価格を定めること。

- 保健福祉センターの管理運営に関する協定書第 14 条は、「次年度の事業計画は毎年 1 月末日までに委託者に提出し、その承認を得なければならない。」とあるが、平成 28 年度の事業計画は平成 28 年 4 月 1 日提出されている。また、同協定書第 17 条は、「毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。」とあるが、提出されたのは平成 28 年 6 月 8 日である。協定書に沿った資料の提出を行うこと。

II 検討すべき事項（意見）

【補助金に関する事項】

- 経理について、税理士と顧問契約を結び、毎月と決算の際に指導料を払っている。会計システム導入から数年が経過しているので、今後の契約内容については見直しをしていただきたい。

- 社会福祉協議会は一般的な社会福祉法人とは違い、老人施設等を運営していないので、それほど収益もあがらない。積立資金を取り崩している厳しい経営状態の中で安定した経営が持続できるように、地域の社会福祉の核として住民ニーズに合った事業が行えるよう活発な意見を出していかなければいけない。

監査対象団体 明倫の里 城北

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 27 年度及び平成 28 年度(平成 28 年 7 月 31 日現在)に支出した「明倫の里 城北」への補助金及び城北コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 28 年 8 月 26 日から 9 月 15 日
- 4 監査執行日 平成 28 年 9 月 16 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 27 年度	1,729,700 円
	平成 28 年度	1,882,100 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 27 年度	499,000 円
	平成 28 年度	499,000 円
名 称	丸亀市市民活動ステップアップ補助事業	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	市民の自主的・自発的な活動を支援し、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化をはかるため、新たな市民活動や、その活動の幅を広げる事業などに対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 27 年度	50,000 円
	平成 28 年度	50,000 円
名 称	丸亀市城北コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 27 年度	7,186,000 円
	平成 28 年度	7,204,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	

平成 27 年度は決算額、平成 28 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

城北地区地域住民の自主性を尊重し信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を通して、うるおいのある町づくりを進めることを目的とする。

(2) 事業

- ① 社会福祉増進及びコミュニティづくり
- ② 環境美化意識の向上と対策の推進
- ③ 健康づくり運動の推進
- ④ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑤ 啓発活動の推進
- ⑥ 生活改善及び保健栄養思想の普及
- ⑦ 自治会、関係機関、諸団体との連絡調整並びに諸事業に対する協力
- ⑧ その他本会の目的達成のために必要な事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市御供所町 1-5-20 丸亀市城北コミュニティセンター内

(4) 会員

城北地区の住民並びに関係諸機関及び諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会並びに特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 2 名、部会長 7 名、会計 1 名、監事 2 名、事務局長 1 名、書記 2 名

7 監査方法

地区コミュニティ「明倫の里 城北」への平成 27 年度及び平成 28 年度(平成 28 年 7 月 31 日現在)補助金及び城北コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 人件費や電気・電話代について支払伝票を起こしておらず、通帳でしか額を確認することができない。収支については、会計に関する記録として全て残しておくこと。
- 領収書については支払伝票とともに整理されているが、請求書については月毎に1箇所にとまとめているだけである。お金の流れが分かるように、請求書と領収書はセットで整理・保管すること。
- 事務職員に対し、期末手当を年1回12月に支給しているが、明確な基準日が決められていない。就業規則の中で定めておくこと。
- 就業規則には通勤費実費とあるが、雇用通知書にはその旨の記載がない。また、就業規則に賃金の構成は基本給と通勤費とあるが、月額報酬の事務職員の雇用通知書には期末手当ありとの記載がある。就業規則の見直しを行い、規則に沿った雇用通知書を作成すること。
- コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、年2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。〈消防法施行規則第3条第10項〉
また、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。〈消防法施行規則第3条第11項〉

II 検討すべき事項（意見）

【指定管理委託料に関する事項】

- コミュニティセンターは基本的に収益を上げるための施設ではないことから、指定管理にした場合、委託を受けた事業者にとっては経費を削減しても収益を上げて、その努力が報われないといったところがある。運営を継続していくうえで、将来的にどういう方向性をとるか、担当課と協議していかなければならない。

監査対象団体 飯山北地区コミュニティ推進協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 27 年度及び平成 28 年度(平成 28 年 7 月 31 日現在)に支出した「飯山北地区コミュニティ推進協議会」への補助金及び飯山北コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 28 年 8 月 26 日から 9 月 15 日
- 4 監査執行日 平成 28 年 9 月 16 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 27 年度	2,202,700 円
	平成 28 年度	2,385,800 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助する。	
交 付 額	平成 27 年度	500,000 円
	平成 28 年度	500,000 円
名 称	丸亀市飯山北コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 27 年度	6,047,190 円
	平成 28 年度	6,197,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	
名 称	丸亀市自主防災力強化事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって、小学校区を単位として行う実践的な防災訓練に要する資機材等に係る経費の支援事業等、県が補助対象とする自主防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	平成 27 年度	26,000 円
	平成 28 年度	0 円
所 管 課	市長公室危機管理課	

※平成 27 年度は決算額、平成 28 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

飯山北地区住民の自主性と相互の信頼に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう住みよい豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① まちづくりに関する啓発活動の積極的推進
- ② 地域問題の対策と解決
- ③ 地域福祉の増進及びコミュニティづくり
- ④ 青少年健全育成の推進
- ⑤ 文化活動の積極的推進
- ⑥ 生活改善及び保健衛生思想の普及
- ⑦ 体力の維持増進を図る諸活動の推進
- ⑧ 心のふれあいを深める活動の推進
- ⑨ 丸亀市の指定管理事業
- ⑩ その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯山町川原 1112-5 丸亀市飯山北コミュニティセンター内

(4) 会員

飯山北地区内の住民、地域関係諸機関、諸団体、これら機関・団体の OB、公募による者並びに学識経験者等

(5) 会議

総会、役員会、部会及び特別委員会

(6) 役員

顧問 3 名、会長 1 名、副会長 5 名、書記 1 名、会計 1 名、監事 2 名、理事 33 名

7 監査方法

地区コミュニティ『飯山北地区コミュニティ推進協議会』への平成 27 年度及び平成 28 年度(平成 28 年 7 月 31 日現在)補助金及び飯山北コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置

を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。
なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 業務委託契約に際して、見積書に決裁者の決定印を押印するといった意思決定の手続きができていない。見積の決定、施行の決裁が基本になるが、見積書が添付されていない契約も見受けられた。市に準じた処理をすること。
- 部屋使用料などをまとめて同日に入金しているのが見受けられるが、紛失などのリスクも考えられるので、長期に保管することなく、早めの処理をすること。
- コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、年 2 回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。〈消防法施行規則第 3 条第 10 項〉
また、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。〈消防法施行規則第 3 条第 11 項〉

II 検討すべき事項（意見）

【指定管理委託料に関する事項】

- コミュニティセンターは基本的に収益を上げるための施設ではないことから、指定管理にした場合、委託を受けた事業者にとっては経費を削減しても収益を上げても、その努力が報われないといったところがある。運営を継続していくうえで、将来的にどういう方向性をとるか、担当課と協議していかなければならない。

【補助金、指定管理委託料に関する事項】

- 立替払が多く見受けられるが、個人が立替えることなく資金前渡や小口現金等で処理していただきたい。なお、緊急の場合などで立替払をする時は、誰が請求し、誰が受け取り、どこに払ったかなど、お金の流れが分かるようにすることも重要である。